

## 議 事 録 (要旨)

平成28年4月27日(水)午後1時25分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

### ○議事及び審議結果

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第1号議案	農用地利用集積計画の決定について	決定
第2号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	許可
第3号議案	農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定(許可相当)
第4号議案	現況証明について	交付決定

#### 2 報告事項

議案番号	議 案 名
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第2号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第3号報告	農地法施行規則第32条第1号の規定による転用の届出の確認について
第4号報告	農地法第4条第1項の規定による許可の取消の確認について
第5号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第6号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第7号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第8号報告	農地等の現況調査結果の確認について

#### 3 その他

○出席委員 19名

1番	長谷川	忠夫	
3番	伊藤	義明	
4番	西畑	博光	
5番	齊藤	和栄	
6番	鈴木	肇	
7番	阿部	勝征	
8番	前川	秀人	
9番	清水	重勝	
10番	市村	武男	
11番	吉田	徳寧	
12番	池森	幹夫	
13番	渡辺	紳七	
14番	山本	清幸	
15番	吉田	明美	
16番	谷本	忠士	
17番	堀内	敏正	(農地部会長職務代理者)
18番	武澤	義明	(会長職務代理者)
	細江	昭夫	(会長)
	吉田	光範	(会長職務代理者)

○欠席委員 2名

2番	吉田	清治	
19番	田端	秀雄	(農地部会長)

○事務局出席職員

農業委員会事務局	局長	石川	行芳
	局次長	渡邊	正英
	主任	島田	竜彦
	主幹	猪坂	朋彦
	主査	小林	恵美
	主事	中出	剛史
	主事	伊藤	剛

開 会

午後1時25分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

議 長

(17番 堀内農地  
部会長職務代理者)

それでは、ただ今から4月の農地部会を開催いたします。  
なお、2番 吉田委員、19番 田端委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたい  
と思います。議事録署名員を、慣例によりまして私の方から指名させていただ  
いてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

では、指名させていただきます。議席番号7番 阿部委員、8番 前川委員、  
ご両名よろしくお願ひいたします。  
それでは、議事に入ります。第1号議案「農用地利用集積計画の決定につい  
て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第1  
号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第1号議案は、原案のとおり承認することに  
決定いたしました。  
続きまして、第2号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第2号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第2号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、4月18日(月)に事前調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました14番、山本委員から報告をお願いします。

14番 山本委員

(第3号議案 現地調査結果報告)

議 長

ただ今の説明及び報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第3号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第3号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局

の説明を求めます。

事務局

(第4号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、4月18日(月)に事前調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

18番

(第4号議案 現地調査結果報告)

武澤 会長職務代理者

議 長

ただ今の説明及び報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第4号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。第1号報告ないし第4号報告を一括して、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号報告ないし第4号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

10番 市村委員

第1号報告、2番の案件について、耕作不便での解約とあるが、借り手の都合で簡単に解約できるのか。

事務局

当事者同士で合意のうえでの解約であれば可能です。

10番 市村委員

それはそうだが、借り手に耕作しないと云われれば、地主は解約する以外ないだろう。

- 3 番 伊藤委員 補助金の問題もあるが、借り手の都合で簡単に解約されると、耕作放棄地の増加に繋がるのでないか。
- 10 番 市村委員 出し手は自分で耕作できないから頼んでいるのであって、戻ってきても耕作はできないだろう。それを、耕作不便だからと簡単に解約されるのは問題ではないか。
- 細江会長 事業を活用する際には補助金が出るから小さい場所でも申請するが、補助金をもらってすぐに解約するというのは考えられる。今回の案件について補助金は返還されるのか。
- 事務局 補助金の返還の有無については確認しておりません。
- 細江会長 補助金を返還させないと、補助金目当てで事業を利用されてしまう。
- 3 番 伊藤委員 相当期間経過後の解約ならわかるが、あまりに期間が短いと補助金目当ての契約ではないかと思ってしまう。
- 事務局長 今回の件については、耕作者側の事情はわかりませんが、補助金の件については農政企画室に確認をします。
- 事務局 返還の有無については把握しておりませんが、事前に農政企画室及び中間管理機構に確認は依頼しております。
- 細江会長 経過を報告するように。
- 事務局 確認して報告します。
- 細江会長 返還をさせる必要があるだろう。
- 6 番 鈴木委員 しかし、あの補助金は5反以下、5反から2町まで、2町以上という区分があり、1反あたりいくらかで交付しているわけではないので返還は難しいだろう。
- 10 番 市村委員 契約時に確認はしているはずであるし、最初から条件の悪い場所は契約しな

3 番 伊藤委員

いならわかるが、契約してすぐに解約はおかしいだろう。

補助金をもらってすぐに解約というのはおかしい。

議 長

いろいろ意見はありますが、農業委員会の見解として補助金は返還すべきということですね。事務局は調べて報告するように。

12 番 池森委員

3 番、4 番の案件は書類上の付け替えということでよいか。

事務局

そのとおりです。

議 長

他にないので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第1号報告ないし第4号報告を、報告のとおり確認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第1号報告ないし第4号報告は、報告のとおり確認することに決定いたしました。  
続きまして、第5号報告ないし第8号報告を、一括して、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第5号報告ないし第8号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第5号報告ないし第8号報告を、報告のとおり確認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第5号報告ないし第8号報告は、報告のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、今月 8 日（金）に開催された農政部会の報告を、吉田会長職務代理者よりお願いします。

吉田 会長職務代理者

（4 月農政部会 審議結果報告）

議 長

その他、事務局から何かありますか。

事務局

（今後の日程について報告）

議 長

（審議内容総括）

以上で本日の議案等の審議等はすべて終了いたしましたので、これをもちまして 4 月の農地部会を閉会いたします。

閉 会

午後 2 時 2 0 分